

遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用推進協議会 設置要綱

（名称）

第 1 条 本会は、「遠州灘海浜公園（篠原地区）利活用推進協議会（以下、「協議会」という。）」と称する。

（目的）

第 2 条 遠州灘海浜公園（篠原地区）が、県民に愛され、地域活性化の拠点となるように、民間のノウハウ等を最大限取り入れ、公園を含む全体的な利活用の構想と構想に基づく具体的な計画、及び野球場の規模・構造について検討するとともに、今後の静岡県、浜松市、民間の役割分担・費用負担と事業手法について検討することを目的とする。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、遠州灘海浜公園（篠原地区）の整備において、以下に掲げる事項を検討し、その結果を取りまとめる。

- ・ 公園を含む全体的な利活用の構想と構想に基づく具体的な計画に関する事
- ・ 野球場の規模・構造に関する事
- ・ 公園整備と周辺のまちづくりにおける静岡県、浜松市、民間の役割分担・費用負担と事業手法に関する事
- ・ その他、必要な事項に関する事

（協議会）

第 4 条 協議会は、別表－ 1 に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は静岡県副知事、副会長は浜松市副市長とする。
- 3 会長が、協議会を招集し、主宰する。
- 4 構成する委員の指名を受けたものは、代理出席することができる。
- 5 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者に協議会への出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長が欠席の場合は、会長の職務を代理する。
- 7 協議会は、委員の過半数の出席で成立する。
- 8 第 1 項の規定にかかわらず、必要に応じて委員を追加することができる。
- 9 協議会は、原則公開で開催することとするが、会長の判断により非公開とすることができる。

（関係課）

第 5 条 所掌事務を円滑に進めるため、別表－ 2 に掲げる関係課を協議会に参画させる。

- 2 関係課は、委員を補佐し、所掌事務における具体的な検討を行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、必要に応じて関係課を追加することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を、静岡県交通基盤部都市局公園緑地課及び浜松市企画調整部企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は会長が定め、会議により決定する。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から施行する。

別表－1 「遠州灘海浜公園(篠原地区)利活用推進協議会」構成委員

	役 職	備 考
静岡県 (6)	副知事	会長
	政策推進担当部長	
	交通基盤部長	
	スポーツ・文化観光部長	
	経済産業部長	
	教育委員会教育部長	
浜松市 (7)	副市長	副会長
	技術統括監	
	政策補佐官	
	企画調整部長	
	都市整備部長	
	都市整備部花みどり担当部長	
	市民部スポーツ振興担当部長	

※必要に応じて委員を追加する。

別表－2 「遠州灘海浜公園(篠原地区)利活用推進協議会」関係課

	関 係 課
静岡県 (5)	交通基盤部 公園緑地課
	スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課
	知事直轄組織 総合政策課
	経済産業部 産業政策課
	教育委員会 健康体育課
浜松市 (4)	企画調整部 企画課
	都市整備部 都市計画課
	都市整備部 公園課
	市民部 スポーツ振興課